

創業・独立資金のお借り入れは

県創業支援融資

県女性・若者・障害者
創業支援融資

のご利用をおすすめします！
今なら、信用保証料の引下げ
実施中！



支援
1

年1.2~1.4%の

低金利

充実の融資限度額

支援
2

最大 **2,500万円** (※1)

信用保証料は原則

支援
3

年**0.6%**

平成30年3月31日まで、通常の保証料率年0.9%から0.3%引下げ実施中!(※2)

県の信用保証料補助

支援
4

創業支援融資

2割

女性・若者・障害者
創業支援融資

5割

両制度ともこれから創業される方に加え、創業後5年未満の方にもご利用いただけます。

県女性・若者・障害者創業支援融資は、女性・30歳未満の若者・障害をお持ちの方専用の創業制度です。

保証期間: 運転5年以内、設備7年以内、運設併用5年以内
担保: 不動産取得の場合、必要に応じて

連帯保証人: 原則法人代表者のみ(個人事業者の方は原則不要)
申込窓口: 商工会議所・商工会または茨城県中小企業団体中央会

(※1) 県創業支援融資と県女性・若者・障害者創業支援融資の融資限度額は、両制度の合算で2,500万円です。

市町村等が実施する認定特定創業支援事業による支援を受けた場合の融資限度額は、県創業支援融資3,000万円、県女性・若者・障害者創業支援融資3,000万円、両制度の合算で3,000万円です。

(※2) 融資対象物件に担保を設定いただく場合、別に定める9区分の信用保証料率(通常より10%割引中)が適用され、さらに0.1%の割引となります。

(※3) これから創業する方については、借入が1,000万円を超過する場合、同額以上の自己資金が必要となります。(1,100万円借入をしたい場合は、100万円以上の自己資金が必要)

*融資に関しましては、金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

経営支援部 経営支援課 創業支援グループ(県内全域担当)

〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号(県産業会館内)

お問合せ先 029-224-7865

企業とえがく地域の未来 いばらきの地方創生を応援します!

茨城県信用保証協会



詳しくは
茨城県信用保証協会の
ホームページまで